

大和市職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則をここに公布する。

平成29年2月28日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第2号

大和市職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成28年大和市条例第19号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認の申請手続)

第2条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業承認申請書により、配偶者同行休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 任命権者は、配偶者同行休業の承認の申請をした職員に対し、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長の申請手続)

第3条 前条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由等)

第4条 条例第7条第2号の規則で定める休暇は、大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年大和市規則第9号)別表第4第11号及び第12号で定める休暇とする。

(届出)

第5条 配偶者同行休業をしている職員は、条例第8条第1項の場合その他当該配偶者同行休業に係る事項に変更が生じた場合は、配偶者同行休業状況変更届により、遅滞なく、任命権者にその旨を届け出なければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(職務復帰)

第6条 配偶者同行休業の期間が満了したとき、配偶者同行休業の承認が休職若しくは停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は配偶者同行休業の承認が取り消されたとき(条例第7条第3号に掲げる事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。)は、当該配偶者同行休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(配偶者同行休業に係る人事発令通知書の交付)

第7条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、大和市人事事務取扱規程(昭和47年

大和市訓令第7号)第7条の人事発令通知書(以下「人事発令通知書」という。)を交付しなければならない。

- (1) 職員の配偶者同行休業を承認する場合
- (2) 職員の配偶者同行休業の期間の延長を承認する場合
- (3) 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合

(配偶者同行休業に伴う任期付採用に係る人事発令通知書の交付)

第8条 任命権者は、次に掲げる場合には、人事発令通知書を交付しなければならない。ただし、第3号に掲げる場合において、人事発令通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、人事発令通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事発令通知書の交付に代えることができる。

- (1) 条例第9条第1項の規定により任期を定めて職員を採用した場合
- (2) 条例第9条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(次号において「任期付職員」という。)の任期を更新した場合
- (3) 任期の満了により任期付職員が当然に退職した場合

(職務復帰後における号給の調整)

第9条 条例第10条第1項の規則で定める日は、大和市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和40年大和市規則第8号)第19条に規定する昇給日とする。

(様式)

第10条 この規則で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	配偶者同行休業承認申請書	第2条
第2号様式	配偶者同行休業状況変更届	第5条